



トップアンドコア通信

【2025年1月号】

約40年振りの労働基準法等の改正に向けて、今年1月から設置された有識者による「労働基準関係法制研究会」の「議論のたたき台」資料が11月に公開されました。今後、法制度の検討を行う際には、**労働基準法における「労働者」、「事業」の概念、労使コミュニケーションの在り方、労働時間法制**の具体的課題を「**4つの柱**」として検討が進められます。なかでも**労働時間法制**に関しては具体的な検討事項として次の**3つの課題が示されました**。**1. 最長労働時間規制（実労働時間規制）**（法定労働時間週44時間の特例措置撤廃に向けた検討や管理監督者等の労働者に対する措置など）**2. 労働からの解放の規制**（休憩、13日を超える連続勤務の禁止や法定休日の特定など定期的な休日の確保、年次有給休暇の通常支払賃金方式の原則化など）**3. 割増賃金規制**（副業・兼業の場合の通算ルールの撤廃など）そして、12月10日の会議の報告書（案）では方向性が具体的に示されており、24日にも会議が予定されています。年明けからの大改正への動きに注目していきましょう。

■ 離職票 マイナポータルを通じた受け取りが可能に（2025年1月20日～）

「離職票（雇用保険被保険者離職票）」は、退職後、離職前の会社を通じ受け取ることになっていますが、2025年1月20日から、**離職者が希望し、一定の条件を満たしたときは**、ハローワークでの審査が終了した後、自動的に離職票等の書類がマイナポータルに送信されることが公表されました。

【マイナポータルで受け取るための条件】

- ① あらかじめマイナンバーをハローワークに登録していること
- ② マイナンバーカードを取得し、マイナポータルの利用手続きを行うこと
- ③ 事業所が電子申請により雇用保険の離職手続きを行うこと

【マイナポータルで受け取るための手順】

離職の**2週間程度前までに以下のStep2まで**を行きましょう。

Step1 マイナンバーがハローワークに登録されているか確認



マイナポータルのアプリを起動し、現在勤務中の事業所名と被保険者番号が表示された方はマイナンバーが登録されています

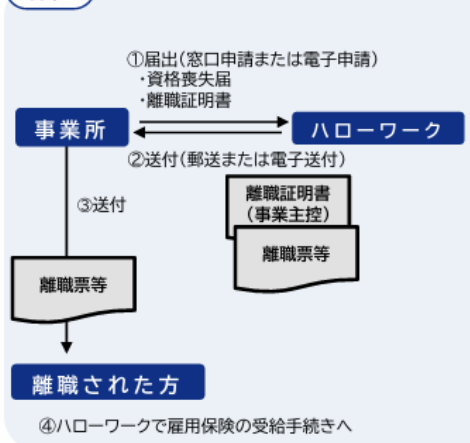
Step2 マイナポータルから「雇用保険 WEB サービス」と連携

※2025年1月20日以降サービス開始

Step3 事業所による電子申請の後、ハローワークからマイナポータルに「離職票」等が送信

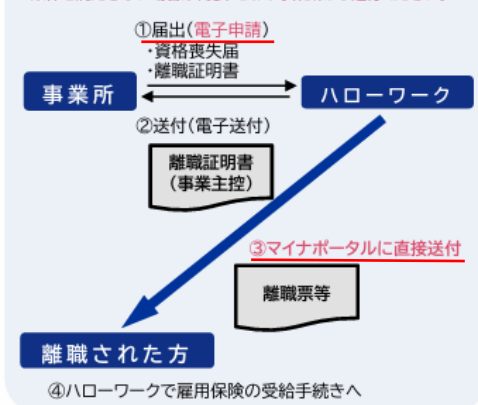
「離職票」等が送付されるまでの流れ

現在



2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。

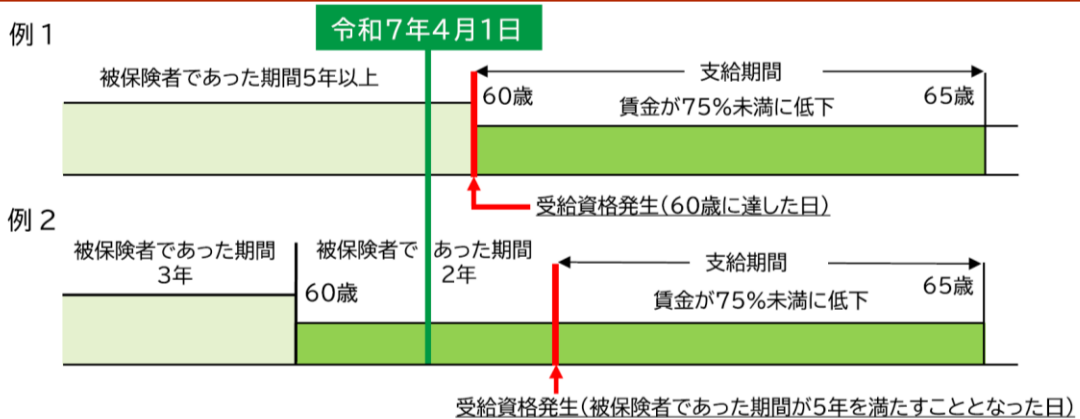


■2025年4月以降の高年齢雇用継続給付の支給率が公表に

雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給率が2025年4月1日以降に60歳に達した方から現在の15%⇒**最大10%に引き下げ**られます。支給率早見表も公表されましたので、4月以降に対象となる従業員へ向けての面談や周知の際にご活用下さい。

【対象】

2025年4月1日以降、60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた従業員



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

■添付する戸籍謄本または戸籍抄本の一部が省略可能に（2024年11月1日）

マイナンバーを活用した情報連携により取得する戸籍関係情報の本格運用が日本年金機構で開始されています。これに伴い、老齢年金請求書等に添付する戸籍謄本または戸籍抄本の一部が省略可能となっており、養育特例の申出をする際もこの省略ができるようになりました。

【対象となる範囲】

請求者と配偶者または請求者と20歳以下の子との身分関係を確認する場合

【マイナンバーを活用できるケース】

申出者と養育する子に日本の戸籍があり、

申出者と養育する子の個人番号がどちらも申出書に記載されている場合



■改正育児・介護休業法に係るQ&Aが修正されました

2024年11月2日の公開から修正された「令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A（令和6年11月19日時点）」が公開されました。実務担当者は確認しておきましょう。

【修正箇所、以下2点】

- ・柔軟な働き方を実現するための措置、施行日（2025年10月1日）において「個別の周知・意向確認」の対象となる子の誕生日の範囲を修正
- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、周知事項における介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の※内容追加（①介護休暇③時間外労働の制限）



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

E-mail : info@topandcore.or.jp http : //www.topandcore.com/

